

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公表番号】特表2010-502619(P2010-502619A)
 【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)
 【年通号数】公開・登録公報2010-004
 【出願番号】特願2009-526720(P2009-526720)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/5395 (2006.01)
 A 6 1 K 47/10 (2006.01)
 A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 K 47/14 (2006.01)
 A 6 1 K 31/415 (2006.01)
 A 6 1 P 33/14 (2006.01)
 A 0 1 M 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/5395
 A 6 1 K 47/10
 A 6 1 K 45/00
 A 6 1 K 47/14
 A 6 1 K 31/415
 A 6 1 P 33/14
 A 0 1 M 1/00 Z

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成25年4月26日(2013.4.26)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0034
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0034】

本明細書で使用される用語「スポット - オン (spot-on)」及び「ポア - オン (pour-on)」は、動物の全表面積の10%未満が又はこれと同等の累積表面積を有する動物の局部領域へ適用される製剤、及び動物の局部表面積に組成物を適用する方法であって、該局部面積が動物の全表面積の10%未満が若しくはこれと同等の面積を累積的に含む方法を意味する。

【誤訳訂正2】
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲
 【訂正対象項目名】全文
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

外部寄生虫に対する有効量のインドキサカルブ及び獣医学的に許容される担体を含む、家畜の外部寄生虫を防除するための局所スポット - オン又はポア - オン製剤。

【請求項2】

外部寄生虫が節足動物門である、請求項1に記載の製剤。

【請求項3】

節足動物門が昆虫綱である、請求項 2 に記載の製剤。

【請求項 4】

昆虫綱がノミ、ハエ又はシラミである、請求項 3 に記載の製剤。

【請求項 5】

節足動物門がクモガタ綱である、請求項 2 に記載の製剤。

【請求項 6】

製剤におけるインドキサカルブの濃度が少なくとも 200 g/L である、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 7】

製剤におけるインドキサカルブの濃度が少なくとも 150 g/L である、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 8】

インドキサカルブの濃度が少なくとも 100 g/L である、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 9】

獣医学的に許容される担体が、1つ又はそれ以上の、溶媒、結晶化抑制剤、補助剤、共溶媒、着色剤、界面活性剤、スプレッディングオイル、酸化防止剤、光安定剤又は粘着付与剤を含む、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 10】

溶媒がグリコールエーテルを含む、請求項 9 に記載の製剤。

【請求項 11】

グリコールエーテルがジプロピレングリコールモノメチルエーテルを含む、請求項 10 に記載の製剤。

【請求項 12】

溶媒が酢酸アルキルを含む、請求項 9 に記載の製剤。

【請求項 13】

酢酸アルキルがアセト酢酸エチルである、請求項 12 に記載の製剤。

【請求項 14】

結晶化抑制剤がトリアセチンである、請求項 9 に記載の製剤。

【請求項 15】

家畜が哺乳動物である、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 16】

哺乳動物がイヌ科又はネコ科の動物である、請求項 15 に記載の製剤。

【請求項 17】

インドキサカルブに加えて殺虫剤を更に含む、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 18】

殺虫剤が、昆虫成長調整剤、有機ホスフェート殺虫剤、カルバメート殺虫剤、有機塩素殺虫剤、ピレトリン殺虫剤、ピレトロイド殺虫剤、ニコチン殺虫剤、ネオニコチノイド殺虫剤、銅含有殺虫剤、駆虫剤、ベンゾイミダゾール、サリチルアニリド、置換フェノール殺虫剤、ピリミジン殺虫剤、イミダゾチアゾール殺虫剤、バシラス - スリンジエンシス毒素 (Bacillus thuringensis toxin)、クロロベンジレート、シフルトリン、シペルメトリン、ジコフォール、エンドスルファン、エスフェンバレレート、フェンバレレート、シハロトリン、メトキシクロル、硫黄、シクロジエン、リアニア、KT-199 及びブラジカンテルから成るグループから選択される、請求項 17 に記載の製剤。

【請求項 19】

殺虫剤がホルマジンである、請求項 17 に記載の製剤。

【請求項 20】

ホルマジンがアミトラズである、請求項 19 に記載の製剤。

【請求項 21】

殺虫剤がセミカルバゾンである、請求項 17 に記載の製剤。

【請求項 22】

セミカルバゾンがメタフルマゾンである、請求項 2 1 に記載の製剤。

【請求項 2 3】

殺虫剤がフェニルピラゾールである、請求項 1 7 に記載の製剤。

【請求項 2 4】

フェニルピラゾールがフィプロニルである、請求項 2 3 に記載の製剤。

【請求項 2 5】

インドキサカルブ及び獣医学的に許容される担体を含むスポット - オン又はボア - オン製剤の外部寄生虫に対する有効量を、家畜の全表面積の 1 0 % 未満か又はそれと同等の表面積を有する局部領域に適用することを含む、家畜の外部寄生虫の防除方法。

【請求項 2 6】

局部領域が家畜の全表面積の 5 % 未満か又はそれと同等である、請求項 2 5 に記載の方法。

【請求項 2 7】

家畜がイヌ科又はネコ科の動物であり、そして該イヌ科又はネコ科の動物の局部領域が 10 cm^2 未満である、請求項 2 5 に記載の方法。

【請求項 2 8】

製剤の適用後 1 カ月以内に 5 % 以上の効能の低下が起こる程度に、該製剤が家畜に持続的な効能を維持する、請求項 2 5 に記載の方法。

【請求項 2 9】

家畜の 1 回の水溶液洗浄後 5 % 以上の効能の低下が起こる程度に、製剤が該家畜に持続的な効能を維持する、請求項 2 5 に記載の方法。

【請求項 3 0】

家畜の全表面積の 1 0 % 未満か又はそれと同等の表面積を有する局部領域に、請求項 1、4、6、9、1 4 又は 1 6 の製剤の外部寄生虫に対する有効量を局所的に適用することを含む、家畜の外部寄生虫の防除方法。

【請求項 3 1】

家畜の全表面積の 1 0 % 未満か又はそれと同等の表面積を有する局部領域に、請求項 1 7、1 8、1 9、2 0、2 1、2 2、2 3 又は 2 4 の製剤の外部寄生虫に対する有効量を局所的に適用することを含む、家畜の外部寄生虫の防除方法。

【請求項 3 2】

製剤が質量基準で、

1 5 ~ 2 5 % のインドキサカルブ；

1 5 ~ 2 5 % のトリアセチン；

1 0 ~ 4 0 % のアセト酢酸エチル；及び

適量のイソプロピルアルコール；

を含む、家畜への外部寄生虫の侵入を防除する局所スポット - オン又はボア - オン製剤。

【請求項 3 3】

製剤が質量基準で、

1 5 ~ 2 5 % のインドキサカルブ；

1 5 ~ 2 5 % のトリアセチン；

1 0 ~ 4 0 % のジプロピレングリコールモノメチルエーテル；及び

適量のイソプロピルアルコール；

を含む、家畜への外部寄生虫の侵入を防除する局所スポット - オン又はボア - オン製剤。

【請求項 3 4】

製剤が質量基準で、

5 ~ 2 5 % のインドキサカルブ；

5 ~ 2 5 % のフィプロニル；及び

適量のアセト酢酸エチル；

を含む、家畜への外部寄生虫の侵入を防除する局所スポット - オン又はボア - オン製剤。

【請求項 3 5】

製剤が質量基準で、

5～25%のインドキサカルブ；

5～25%のフィプロニル；及び

適量のジプロピレングリコールモノメチルエーテル；

を含む、家畜への外部寄生虫の侵入を防除する局所スポット - オン又はボア - オン製剤。

【請求項36】

家畜の全表面積の10%未満か又はそれと同等の表面積を有する局部領域に、請求項32、33、34又は35の製剤を局所的に適用することを含む、家畜哺乳動物の外部寄生虫の防除方法。

【請求項37】

製剤が、

20%のインドキサカルブ；

20%のトリアセチン；

25%のアセト酢酸エチル；及び

適量のイソプロピルアルコール；

を含む、請求項1に記載の製剤。

【請求項38】

製剤が、

20%のインドキサカルブ；

20%のトリアセチン；

25%のジプロピレングリコールモノメチルエーテル；及び

適量のイソプロピルアルコール；

を含む、請求項1に記載の製剤。

【請求項39】

本質的に、インドキサカルブ、フィプロニル及び獣医学的に許容される溶媒から成るスポット - オン又はボア - オン組成物。

【請求項40】

殺虫剤がピレトロイド殺虫剤である、請求項18に記載の製剤。

【請求項41】

ピレトロイド殺虫剤がペルメトリンである、請求項40に記載の製剤。

【請求項42】

製剤が質量基準で、

1～50%のインドキサカルブ；

0.05～80%のペルメトリン；及び

アセト酢酸エチル；

を含む、請求項41に記載の製剤。

【請求項43】

製剤が質量基準で、

1～50%のインドキサカルブ；

0.05～80%のペルメトリン；及び

プロピレングリコールモノメチルエーテル；

を含む、請求項41に記載の製剤。

【請求項44】

製剤が質量基準で、

5～25%のインドキサカルブ；

30～75%のペルメトリン；及び

アセト酢酸エチル；

を含む、請求項41に記載の製剤。

【請求項45】

製剤が質量基準で、

5 ~ 25 % のインドキサカルブ ;
30 ~ 75 % のペルメトリン ; 及び
プロピレングリコールモノメチルエーテル ;
を含む、請求項 41 に記載の製剤。